

特定事業所集中減算に係る留意事項

- 1 平成30年度から、減算に係るサービスの範囲が変更になりました（通所介護、訪問介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護）。
- 2 減算の要件は、正当な理由なく、当該指定居宅介護支援事業所において前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた「訪問介護サービス等」の提供件数のうち、同一の「訪問介護サービス等」に係る事業者提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合、当該事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援費のすべてについて、月200単位を所定単位数から減算するというものです。
- 3 本通知の趣旨は、上記要件に該当する事業所のうち、「正当な理由（別紙2）」に該当すると考える事業所について、当該減算適用の可否を判断する書類の提出を求めるものです。
- 4 新たに集中減算適用になる場合や、集中減算から外れる場合は、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」と「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」も併せて提出してください（正当な理由該当の有無が記載された通知により、減算内容が変わる場合は、通知後に上記資料を提出してください。）。
- 5 「正当な理由」の範囲については、市町村が地域的な事情等も含め諸般の事情を総合的に勘案し、適正に判断することとされていることから、各事業所において理由を記載した場合であっても、町長が不適当と判断し、特定事業所集中減算を適用することがあります。
- 6 提出期限までに届出を行わなかった事業所については、「正当な理由」の有無に関わらず、特定事業所集中減算適用となりますので御留意願います（判定期間ごとに提出が必要な書類なので、前回の提出の有無に関わらず、該当する事業所は提出してください。）。
- 7 現在、当該減算が適用されている事業所については、当該判定期間中、紹介率が80%を超えていない場合でも、当該減算から外れる旨を判断するため、チェックシートの提出が必要となります。
- 8 チェックシート上の紹介率最高法人の計算は、同一法人格を有する法人単位で行います。
- 9 チェックシートについては、正当な理由該当の有無に関わらず、作成の上、5年間保存してください。